

正しい下請取引

ここでは、下請取引の適正化・健全化を目的とした、下請取引に関する「下請代金支払い遅延防止法」（以下「下請代金法」という。）と「下請中小企業振興法」（以下「下請振興法」という。）の二つの法律をご紹介します。

■下請代金法は親企業と下請事業者の適正な取引の実現と下請事業者の利益を保護することを目的としています。

下請代金法では親企業が守らなければならないこと（契約を書面で交わす等）と行ってはいけないこと（代金の減額、支払遅延、買いたたき等）が定められています。

■下請振興法は下請事業者の自立を支援するための環境整備を行うことを目的としています。

国は、親事業者と下請事業者が望ましい取引を行うための指針として「振興基準」を定めています。

■下請取引とは、概ね、規模が大きい事業者から小さい事業者に物品等の製造等を委託する取引を指しますが、下請代金法と下請振興法では定義が異なりますのでご注意ください。

下請代金法

■親事業者の義務

親事業者には守らなければならない4つの義務があります。

- ①発注の際は、書面を作成してその書面を直ちに下請事業者に渡す必要があります。
- ②発注書面には、「支払期日」を定め、記載する必要があります。
- ③取引が完了した後も、取引の内容を記録し、2年間保存する必要があります。
- ④支払いが遅れた場合は、遅延利息を支払う必要があります。

■親事業者の禁止行為

親事業者の以下の行為は全て禁止行為です。

- ①受領拒否：下請事業者に責任がないにも関わらず、発注した物品等を受領しないことです。発注の取り消しや納期の延期も受領拒否になります。
- ②下請代金の支払遅延：親事業者が発注した物品等の受取日から、60日以内で定められた支払期日までに親事業者が下請事業者に下請代金を支払わないことです。
- ③下請代金の減額：下請事業者に責任がないにも関わらず、発注時に決めた下請代金を発注後に減額することです。協賛金、値引きなどの名目に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されています。
- ④不当返品：下請事業者に責任がないにも関わらず、受領した物品等を返品することです。
- ⑤買いたたき：下請代金を決める際に、通常支払われる対価に比べて著しく低い価格を親事業者が一方的に定めることです。
- ⑥物の購入強制・役務の利用強制：正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自社製品等の購入や、親事業者が指定するサービス等の利用を強制することです。
- ⑦報復措置：下請事業者が親事業者の下請代金法の違反行為を所管官庁に知らせたことを理由として、親事業者が取引の停止や減額、その他不利益な取り扱いをすることです。
- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済：親事業者が有償で支給した原材料の代金を、下請事業者が原材料を用いて製造した物品等の代金よりも早く支払わせることです。
- ⑨割引困難な手形の交付：下請代金の支払いに際して、一般的な金融機関で割引が困難な手形（例えば繊維業は90日超、その他の業種は120日超の長期手形など）を交付することです。
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請：正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自己のために下請け事業者に対して、金銭・役務の提供をさせることです。
- ⑪不当な給付内容の変更、不当なやり直し：下請事業者に責任がないにも関わらず、親事業者が事後に発注内容を変更したり、やり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害することです。

■親事業者、下請事業者の定義

・物品の製造委託・修理委託

- ・情報成果物作成委託（プログラム作成に係るもの）
- ・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

【親事業者】

資本金3億円超

⇒

【下請事業者】

資本金3億円以下（個人を含む）

資本金1千万円超3億円以下

⇒

資本金1千万円以下（個人を含む）

- ・情報成果物作成委託（プログラム作成に係るものを除く）
- ・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）

【親事業者】

資本金5千万円超

⇒

【下請事業者】

資本金5千万円以下（個人を含む）

資本金1千万円超5千万円以下

⇒

資本金1千万円以下（個人を含む）

■ 違反行為の取り締まり

◎ 改善指導、勧告等を行います

公正取引委員会と中小企業庁は毎年、親事業者、下請事業者に対して書面調査や立ち入り検査（親事業者のみ）を行っています。

親事業者が下請代金法に違反している場合は、原状回復の改善指導等を行います。

また、悪質な違反者に対しては、原状回復を求めるとともに、再発防止策を講じるよう、勧告を行います。勧告を受けた事業者は、企業名を公表される場合があります。

◎ 最高50万円の罰金が科せられます。

親事業者が以下の違反行為を行った場合には、最高50万円の罰金が科せられます。

- ① 発注内容等を記載した書面の交付義務違反
- ② 取引内容を記載した書類の作成・保存事務違反
- ③ 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- ④ 立ち入り検査の拒否、妨害、忌避

下請振興法

■ 親事業者が協力すべき事項（「振興基準」）

「振興基準」には、親事業者が下請事業者に配慮すべき事項等が記載されています。親事業者は、下請事業者に対する発注量の平準化や納入頻度の適正化、取引停止の予告などに協力してください。

また、対価の決定や納品の検査などについては、双方の話し合いによって取り決めてください。

【問い合わせ先】 中小企業庁取引課 TEL . 03-3501-1511

■ 取引あっせん

取引あっせんの推進機関である下請企業振興会が運営するビジネスマッチングステーションでは、下請事業者の皆様の販路拡大を支援しています。発注先、受注情報、ビジネスパートナー等の新規開拓にご利用下さい。

<http://zenkyo.or.jp>

【問い合わせ先】（財）千葉県産業振興センター取引振興グループ TEL . 043-299-2654

■ 下請事業者の支援（「振興事業計画」）

複数の下請事業者と親事業者が協力して事業計画を作成し、国の認証を受けて事業を行うとき、金融上の支援措置等が受けられます。

■ 講習会の実施

下請取引に関する法令の内容を周知するため講習会を開催しています。

【下請事業者向け】

下請取引改善講習会（通年）

【申し込み先】（財）全国中小企業取引振興協会 TEL . 03-5541-6688